

京都府立京都学・歴彩館科学研究費補助金等による研究実施取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、京都府立京都学・歴彩館（以下「当館」という。）が行う研究のうち、科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金（以下「科研費」という。）の活用により研究成果をあげるとともに、その研究成果の普及を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(研究活動に従事する職員)

第2条 この規程において、「研究者」とは、当館において研究活動を行うことを職務に含める者として所属し、実際に研究活動に従事する京都学推進課の職員（京都学推進研究員）をいう。

(研究計画の策定)

第3条 研究者は、科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 当該研究計画を立案し申請する研究者は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本科学技術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを館長に提出し、承認を得るものとする。

(研究の実施)

第4条 研究者は、科研費による研究を行う場合は、当館の活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第5条 研究者は、科研費により行った前条の研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第6条 科研費による研究を行う研究者は、科研費に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書の写しを館長に提出するものとする。

(補助金等の執行)

第7条 科研費に係る研究計画調書の取りまとめは館長の指名する研究者、補助金の経理管理等の事務は企画総務課が所管する。

(法令等の遵守)

第8条 当館及び当館に所属する研究者は、科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める科研費に関するルールを遵守するものとする。

附 則

この要領は、平成29年7月25日から施行する。